

障 障 発 0901 第 1 号
令 和 7 年 9 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発 0326 第 1 号)を別紙のとおり改正し、令和 7 年 8 月 29 日に遡及して適用する。

ついては、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、適正な事務処理を実施いただく等、特段の御配慮をお願いする。

別紙

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成 30 年 4 月 23 日障障発 0423 第 1 号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障障発 0423 第 1 号 平成 30 年 4 月 23 日 【最終改正】障障発 0901 第 1 号 令和 7 年 9 月 1 日 都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ） 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	障障発 0423 第 1 号 平成 30 年 4 月 23 日 【最終改正】障障発 0329 第 5 号 令和 6 年 3 月 29 日 都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ） 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

改正後	現行
するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 別紙 I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨 障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。 しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。	するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 別紙 I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨 障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。 しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

改正後	現 行
また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。 このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。 <u>加えて、2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営</u>	また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。 このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

改正後	現行
<u>影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉サービス等経営実態調査を補完する必要がある。</u> <u>このため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8第3号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」（以下「障害福祉サービス等事業者経営情報」という。）の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設することとしたものである。</u> Ⅱ（略） Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等 1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。 （1）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助	Ⅱ（略） Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等 1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。 （1）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

改正後	現行
(2)～(6)(略) <u>2. 報告の単位</u> <u>障害福祉サービス等情報(障害福祉サービス等事業者経営情報を除く)の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。</u> <u>※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容及各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4を参照されたい。</u> <u>3. 障害福祉サービス等情報の具体的内容</u> (1) 報告が必須の情報 障害者総合支援法施行規則<u>第65条の9の8及び児福則第36条の30の4</u>に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報<u>並びに別添3経営情報</u>のとおりとする。	(2)～(6)(略) <u>(新設)</u> <u>2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容</u> (1) 報告が必須の情報 <u>障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)</u>及び<u>の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。)</u>の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

改正後	現行
(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報 障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報（障害福祉サービス等情報を除く。）（以下「任意設定情報」という。）については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。 <u>障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、障害福祉サービス等の提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。</u> 4. 報告に関する実施要綱等の策定 都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。 (1)・(2) (略)	(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報 障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報（障害福祉サービス等情報を除く。）（以下「任意設定情報」という。）については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。 3. 報告に関する実施要綱等の策定 都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。 (1)・(2) (略)

改 正 後	現 行
(3) 実施要綱等の内容 実施要綱等の内容は、次のとおりとする。 ア～エ（略） オ 報告の開始 報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日 とすることが適当である。 <u>また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 及び児福則第 36 条の 30 の 2 の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。</u> カ 報告の期限 報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供してい	(3) 実施要綱等の内容 実施要綱等の内容は、次のとおりとする。 ア～エ（略） オ 報告の開始 報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日 とすることが適当である。 カ 報告の期限 報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供してい

改正後	現行
る事業者については、報告年度の7月末日 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内 とすることが適当である。 <u>また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。</u> <u>なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。</u> キ 公表の時期 障害福祉サービス等情報（<u>障害福祉サービス等事業者経営情報を除く</u>）の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用とする事業者については、報告後1か月以内 とすることが適当である。	る事業者については、報告年度の7月末日 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内 とすることが適当である。 キ 公表の時期 障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、 ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内 ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用とする事業者については、報告後1か月以内 とすることが適当である。

改 正 後	現 行
<u>また、障害福祉サービス等事業者経営情報の公表時期については、事業所から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するため、毎年度公表することが適当である。</u> ク（略） （４）・（５）（略） <u>５．事業者による報告</u> （１）（略） （２）報告の時期 事業者が障害福祉サービス等情報（<u>障害福祉サービス等事業者経営情報を除く</u>）を報告する時期は、各都道府県知事等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。 <u>また、障害福祉サービス等事業者経営情報を報告する時期は、当該事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとする。</u> <u>なお、経過措置として、令和８年３月３１日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和８年３月３１日までとする。</u> （３）報告の内容	ク（略） （４）・（５）（略） <u>４．事業者による報告</u> （１）（略） （２）報告の時期 事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。 （３）報告の内容

改正後	現 行
ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報<u>並びに別添 3 経営情報</u>を報告する。 <u>イ 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添 3 の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。</u> <u>ウ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。</u> <u>エ 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類で</u>	ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報を報告する。 <u>（新設）</u> <u>イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。</u> <u>（新設）</u>

改正後	現 行
<u>も差し支えないものとする。</u> <u>オ 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形で公表を可能とするものとする。</u> <u>6. 調査の実施</u> (1) ～ (4) (略) <u>7. 情報の公表</u> (1) 手続き 都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。 <u>また、都道府県知事等は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。</u> (2) (略) <u>8. 任意設定情報の公表等</u> 都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を	<u>(新設)</u> <u>5. 調査の実施</u> (1) ～ (4) (略) <u>6. 情報の公表</u> (1) 手続き 都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。 (2) (略) <u>7. 任意設定情報の公表等</u> 都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を

改 正 後	現 行														
受けた場合は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 8 項及び児福法第 33 条の 18 第 8 項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。 なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。 9. 苦情等の対応 (1)・(2) (略) 10. その他 <u>(1) 障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い</u> <u>都道府県等における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこと。</u> 別添 1・2 (略) 別添 3 <table border="1" data-bbox="179 1161 1061 1356"> <tr> <th>障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則</th><th>障害福祉課長通知</th></tr> <tr> <td>第六十五條の九の八</td><td>経営情報</td></tr> <tr> <td>第三項（委員会等が取りまとめた、次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）</td><td>ア. 経営情報</td></tr> <tr> <td>イ. 事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報</td><td>事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報</td></tr> <tr> <td></td><td>①法人番号</td></tr> <tr> <td></td><td>②会計年度</td></tr> <tr> <td></td><td>③従業員</td></tr> </table>	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	第六十五條の九の八	経営情報	第三項（委員会等が取りまとめた、次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）	ア. 経営情報	イ. 事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報		①法人番号		②会計年度		③従業員	受けた場合は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 8 項及び児福法第 33 条の 18 第 8 項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。 なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。 8. 苦情等の対応 (1)・(2) (略) <u>(新設)</u> 別添 1・2 (略) <u>(新設)</u>
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知														
第六十五條の九の八	経営情報														
第三項（委員会等が取りまとめた、次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）	ア. 経営情報														
イ. 事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名前、所在地その他の基本情報														
	①法人番号														
	②会計年度														
	③従業員														

改 正 後		現 行	
2. 障害福祉サービス等事業費用	サービス活動増減による費用(国庫補助金等特別独立行政機関除く)		
人件費	サービス活動増減による費用における、人件費(派遣職員費除く)		
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与		
うち役員報酬	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金		
うち退職給付費用	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、退職給付費用		
うち法定福利費	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、法定福利費		
業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 ・業務費のうち、業務委託費 ・人件費のうち、派遣職員費		
うち給食委託費	＝		
減価償却費	サービス活動増減による費用における、減価償却費		
水運車船費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水運出船費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水運出船費 ・燃料費		
その他の費用	サービス活動増減による費用における、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水運車船費」の項目として報告したものと及び国庫補助金等特別独立行政機関を除くもの		
うち材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・給食費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費		
うち給食材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、給食費		
うち図帳費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、図帳図定費		
うち本館費	＝		
うち車庫費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、車庫費		
うち施設対象外消費税等負担額	＝		
3. 事業外収益	以下の合計額 ・サービス活動増減による収益における、補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般) ・サービス活動外増減による収益 ・サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別独立行政機関(正の額として計算) ・サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益		
うち受取利息配当金	サービス活動外増減による収益における、受取利息配当金収益		
うち運営費補助金収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等事業収益のうち、補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)		
うち施設整備補助金収益	サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別独立行政機関(正の額として計算(注1))		
うち寄付金	サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益		

改 正 後

現 行

4. 事業外費用	サービス活動外増減による費用
うち借入金利息	サービス活動外増減による費用における、支払利息
5. 特別収益	特別増減による収益
6. 特別費用	特別増減による費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	＝
(注1)社会福祉法人会計基準上、「国庫補助金等特別独立行政機関」は費用として取り扱われているところであるが、本制度においては便宜上、「事業外収益」として取り扱う	
2. 病院会計準則	
(※)本通知の頁の2にあるとおり、「医療・介護収益」「医療・介護費用」に係る事項を含め、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所については、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び経費を控除後、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び経費利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。	
報告すべき収益・費用の内容及	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	医療・介護収益
うち自立支援給付費等収益	医療・介護収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設給付費等の収益、補正給付費の収益
うち利用者負担金等収益	医療・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	医療・介護費用
人件費	医療・介護費用における、給与費
うち給与	医療・介護費用における、給与費のうち、以下の合計額 → 給料 → 賞与 → 賞与引当金繰入額
うち役員報酬	＝
うち退職給付費用	医療・介護費用における、給与費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	医療・介護費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	医療・介護費用における、委託費
うち給食委託費	医療・介護費用における、委託費のうち、給食委託費
減価償却費	医療・介護費用における、設備関係費のうち、減価償却費
水道光熱費	医療・介護費用における、経費のうち、水道光熱費
その他の費用	医療・介護費用のうち、「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	医療・介護費用における、材料費
うち給食材料費	医療・介護費用における、材料費のうち、給食用材料費
うち設備費	医療・介護費用における、設備関係費のうち、設備費
うち本館費	医療・介護費用における、経費のうち、本館費関係額
うち車庫費	＝
うち施設対象外消費税等負担額	医療費用における、経費のうち、施設対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医療・介護外収益
うち受取利息配当金	医療・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営費補助金収益	医療・介護外収益における、運営費補助金収益
うち施設整備補助金収益	医療・介護外収益における、施設整備補助金収益
うち寄付金	＝
4. 事業外費用	医療・介護外費用
うち借入金利息	医療・介護外費用における、支払利息
5. 特別収益	臨時収益
6. 特別費用	臨時費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税負担額
3. NPO法人会計基準	

改 正 後

現 行

(※)本通知の頁の2にあるとおり、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所においては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び経べ在除金数、外来高次救、介護サービスにおける事業収益及び経べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補正給付費の収益
うち利用者負担金等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、人件費(福利厚生費を除く)
うち給与	事業費における、人件費のうち、以下の合計額 ・給料手当 ・臨時雇賃金 ・ボランティア報酬費用 ・通勤費
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち、役員報酬
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち、法定福利費
業務委託費	事業費における、その他経費のうち、業務委託費
うち給食委託費	＝
減価償却費	事業費における、その他経費のうち、減価償却費
水道光熱費	事業費における、その他経費のうち、水道光熱費
その他の費用	事業費及び管理費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものと及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	＝
うち給食材料費	＝
うち設備費	事業費における、その他経費のうち、設備費
うち本館費	管理費(支払利息、為替差損を除く)
うち黒面費	事業費における、その他経費のうち、黒面費
うち施設対象外消費税等負担額	＝
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、受取利息
うち運営費補助金収益	＝
うち施設整備補助金収益	＝
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金(資金受贈金、施設等受入経費、ボランティア受入経費を除く)
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における、支払利息、為替差損 管理費のうち、その他経費における、支払利息
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における、支払利息 管理費のうち、その他経費における、支払利息
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	＝

4. 企業会計原則、その他

(※)前記1～3の会計基準を採用されている事業所においても、どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

改正後

現 行

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、障害給付費の収益
うち利用者負担金等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、人件費(福利厚生費を除く)
うち給与	事業費における、人件費のうち、以下の合計額 ・給料手当 ・福利厚生費 ・ボランティア経費費用 ・通勤費
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち、役員報酬
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち、法定福利費
業務委託費	事業費における、その他経費のうち、業務委託費
うち給食委託費	＝
減価償却費	事業費における、その他経費のうち、減価償却費
水運出熱費	事業費における、その他経費のうち、水運出熱費
その他の費用	事業費及び管理費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水運出熱費」の項目として報告したものの及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	＝
うち給食材料費	＝
うち経修費	事業費における、その他費のうち、経修費
うち本部費	管理費(支払利息、為替差損を除く)
うち黒留費	事業費における、その他経費のうち、黒留費
うち控除対象外消費税等負担額	＝
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、受取利息
うち運営費補助金収益	＝
うち施設整備補助金収益	＝
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金(資金受贈金、施設等受入経費、ボランティア受入経費を除く)
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における、支払利息、為替差損 管理費のうち、その他経費における、支払利息
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における、支払利息 管理費のうち、その他経費における、支払利息
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	＝

別紙

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報

別紙	
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報

別紙

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報

改 正 後

現 行

	【生活介護】 運営規模上の開所日数(年間) 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活支援の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活支援数 全共同生活支援の定員数(合計) 各共同生活支援の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) 就労支援事業事業活動計画書 就労支援事業事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし認定の有無	【生活介護】 運営規模上の開所日数(年間) 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活支援の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活支援数 全共同生活支援の定員数(合計) 各共同生活支援の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) 就労支援事業事業活動計画書 就労支援事業事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし認定の有無
三 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 ヘ その他サービスの提供に必要必要な事項	三 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間差を問わず対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設長(共同生活援助のみ) 夜間の職員数 夜間の職員数	三 事業所等においてサービスに従事する従事者に関する事項 サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間差を問わず対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設長(共同生活援助のみ) 夜間の職員数 夜間の職員数
四 サービスの内容に関する事項 チ その他サービスの提供に必要必要な事項	四 サービスの内容に関する事項 サービス別の項目 【施設入所支援】 ユニットケアの有無 【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無 【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃(月額) 【短期入所】 高齢利用者の数 【共同生活援助】 新規入居者数 退居者数 55歳未満への移行者数 入居者の主な日中活動の場 入居者の平均年齢 最年少者の年齢	四 サービスの内容に関する事項 サービス別の項目 【施設入所支援】 ユニットケアの有無 【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無 【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃(月額) 【短期入所】 高齢利用者の数 【共同生活援助】 新規入居者数 退居者数 55歳未満への移行者数 入居者の主な日中活動の場 入居者の平均年齢 最年少者の年齢
	最年少者の年齢 個人単位居宅介護利用者の数 【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、福祉型)】 標準利用期間を超える利用者の数 【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容	最年少者の年齢 個人単位居宅介護利用者の数 【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、福祉型)】 標準利用期間を超える利用者の数 【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容

改 正 後

現 行

【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
【認知型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
【就労移行支援、就労継続支援A・B型】
一般就労への移行者数(移行率)
一般就労先での定着者数(定着率)
【訓練】
【就労移行支援】
一般就労までの平均利用期間
訓練中の修業等に対する保障の有無
一般就労への移行後の定期的な支援の有無
【就労継続支援A型】
主な生産活動の内容
利用者数
平均賃金
社会保険の加入の有無
昇給の有無
夏休の有無
退職手当の有無
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
資金支払総額
平均労働時間
離職者数
【就労継続支援B型】
主な生産活動の内容
平均工賃
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
工賃支払総額
通所者数
訓練中の修業等に対する保障の有無
【就労定着支援】 過去3年の離職定着率(支援開始後)
【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
【児童発達支援】
児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
併行通園先との連携の有無
【放課後等デイサービス】
放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
学校との連携の有無
【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
【地域包括支援(地域移行支援)】
利用期間が6か月を超える利用者の数
地域生活への移行者数
宿泊支援の設置の有無
【地域包括支援(地域定着支援)】
利用期間が1年を超える利用者の数
一時的な滞在による支援を行う場所の有無
【施設入所支援、共同生活援助】

【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
【認知型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
【就労移行支援、就労継続支援A・B型】
一般就労への移行者数(移行率)
一般就労先での定着者数(定着率)
就労継続支援A型における運営状況の把握(3ヵ月)
【就労移行支援】
一般就労までの平均利用期間
訓練中の修業等に対する保障の有無
一般就労への移行後の定期的な支援の有無
【就労継続支援A型】
主な生産活動の内容
利用者数
平均賃金
社会保険の加入の有無
昇給の有無
夏休の有無
退職手当の有無
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
資金支払総額
平均労働時間
離職者数
【就労継続支援B型】
主な生産活動の内容
平均工賃
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
工賃支払総額
通所者数
訓練中の修業等に対する保障の有無
【就労定着支援】 過去3年の離職定着率(支援開始後)
【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
【児童発達支援】
児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
併行通園先との連携の有無
【放課後等デイサービス】
放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
学校との連携の有無
【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
【地域包括支援(地域移行支援)】
利用期間が6か月を超える利用者の数
地域生活への移行者数
宿泊支援の設置の有無
【地域包括支援(地域定着支援)】
利用期間が1年を超える利用者の数
一時的な滞在による支援を行う場所の有無
【施設入所支援、共同生活援助】

改 正 後				現 行			
			「地域連携推進会議」の開催状況 「地域連携」による課題又はこれに関連する課題が、市が推進する施策が定まるものに関する実施状況 「自立継続」(増数・生活継続) 定額20万円以内の公費の負担 利用者の生活継続の改善状況等の評価結果の公表の負担 「共同生活援助」 訪問支援性療の負担				〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕